

義務教育の段階における普通教育に相当する

教育の機会の確保等に関する基本指針

骨子

平成29年2月 文部科学省

1 教育機会の確保等に関する基本的事項

○義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等の意義・現状

- ・ 義務教育は、重要な役割。他方で、不登校児童生徒数は約12万6千人。義務教育未修了者などが一定数存在。

○基本指針の位置付け

- ・ 平成28年12月7日に、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（以下「法」という。）が成立。この基本指針は、法第7条の規定を受け、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針として定めるもの。

○基本的な考え方

- ・ 法第3条においては、次に掲げる事項が基本理念として規定。

- 一 全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保が図られるようにすること。
- 二 不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすること。
- 三 不登校児童生徒が安心して教育を十分に受けられるよう、学校における環境の整備が図られるようにすること。
- 四 義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を十分に尊重しつつ、その年齢又は国籍その他の置かれている事情にかかわらず、その能力に応じた教育を受ける機会が確保されるようにするとともに、その者が、その教育を通じて、社会において自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、その教育水準の維持向上が図られるようにすること。
- 五 国、地方公共団体、教育機会の確保等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下に行われるようにすること。

- ・ この基本理念を踏まえ、不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等については、魅力あるよりよい学校づくりを推進するとともに、不登校児童生徒の社会的自立を目指すことや、不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮すること、児童生徒の意思を十分に尊重しつつ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援を行うこと等が必要。
- ・ 夜間中学等における就学の機会の提供等については、設置の促進や多様な生徒の受け入れを推進することが必要。

2 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等に関する事項

不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等については、次に掲げる施策等を推進。

- 不登校が生じないような学校づくり
 - ・ 魅力あるよりよい学校づくり
 - ・ いじめ、暴力行為、体罰等を許さない学校づくり
 - ・ 児童生徒の学習状況等に応じた指導・配慮の実施
- 不登校児童生徒に対する効果的な支援
 - ①個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援
 - ・ 不登校児童生徒の状況の把握
 - ・ 組織的・計画的な支援
 - ・ 不登校児童生徒の登校に当たっての個別の状況に応じた支援
 - ②学校以外の多様な教育機会の確保
 - ・ 特例校や教育支援センターの設置促進等
 - ・ 教育委員会・学校と民間の団体等の連携等による支援
 - ・ 家庭にいる不登校児童生徒への支援
 - ・ 多様で適切な学習活動の重要性及び休養の必要性を踏まえた支援
 - ③教育相談体制の充実
 - ④経済的支援

3. 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等

に関する事項

夜間中学等における就学の機会の提供等については、次に掲げる施策等を推進。

- 夜間中学等の設置の促進等
 - ・ ニーズの把握や設置に向けた準備への支援
 - ・ 協議会の活用
 - ・ 全都道府県に少なくとも一つの設置
- 夜間中学等における多様な生徒の受け入れ

4. その他教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するために必要な事項

その他、次に掲げる施策等を推進。

- ・ 調査研究等
- ・ 国民の理解の増進
- ・ 教職員の資質の向上及び確保
- ・ 教材の提供その他の学習支援（通信の方法を含む）
- ・ 相談体制の整備